

益城町被災市街地復興推進地域を 都市計画決定しました

町では、平成28年熊本地震により被害を受けた市街地について、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、平成29年2月の住民説明会で説明しました。益城町被災市街地復興推進地域を平成29年3月10日に都市計画決定しました。

この地域では、平成30年4月13日まで、土地の形質の変更または建物の新築、改築もしくは増築をしようとする場合、益城町長の許可を受けることが必要となります。

今後、市街地の緊急かつ健全な復興のため、土地区画整理事業や地区計画の都市計画決定など、市街地の整備改善に必要な手続きを進めていきますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

詳しい内容につきましては、都市計画係までご連絡ください。

指定期間

3月10日～
平成30年4月13日



問 都市建設課都市計画係

☎ 286・3340

公費解体をお待ちの皆さまへ 今後の解体スケジュールのお知らせ

公費解体につきましては、今後、次のとおり進めていきます。一日も早い事業完了に努めていきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【解体スケジュール】

①解体前の事前立ち会い(現地調査)

※立ち会いは**7月までに全て完了**する見込みです。

※日程は、町の委託会社から連絡があります。

②解体(着工～完了)

※平均的な施工期間は2～3週間程度です。

③解体後の完了立ち会い

※完了立ち会いは、①の事前立ち会いから**2～3か月後**を見込んでいます。

ご協力をお願いします

公費解体予定の家屋内残置物の処分

公費解体予定の家屋内にある残置物(可燃物・不燃物・プラスチック製品などのごみ)は、回収できる状況であれば回収し、お近くのごみステーションやクリーンセンターに出すなど、適正な処分をお願いします。

問 環境衛生課廃棄物対策係 ☎ 289 - 8077

税務課課税係からのお知らせ 固定資産税の納税通知書を 6月上旬に発送します

熊本地震災害に係る皆さまからの減免等の申請手続きを省略するため、税額補正処理などを行った上で発送します。そのため、本年度は例年より1か月遅れとなりますので、あらかじめご了承ください。

納期を変更します

上記の理由により、本年度の納期についても、下記のとおり一部変更しますのでご確認ください。

納 期	納期限(変更後)	納期限(変更前)
第一期	7月31日	← 5月31日
第二期	10月2日	← 7月31日
第三期	12月28日	変更なし
第四期	2月28日	変更なし

新年度の証明書の発行開始日について

新年度の固定資産税関係証明書の発行は、5月1日から行います。

例年は4月1日となっておりますが、同様の理由により1か月遅れとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

問 税務課課税係 ☎ 286 - 3380